○田野畑むらづくり基金条例

（平成19年10月1日条例第15号）

改正　平成26年3月14日条例第9号　令和6年12月11日条例第17号

（目的）

第1条　この条例は、田野畑村のむらづくりに対する寄付金を広く募り、その寄付金を財源として、多様な人々の参加とその思いを具体化することにより、個性豊かで活力があり、安心して暮らせるむらづくりに資することを目的とする。

（事業の区分）

第2条　前条に規定する寄付金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

(1)　産業振興に関する事業

(2)　教育・文化・スポーツに関する事業

(3)　保健・医療・福祉に関する事業

(4)　少子化対策に関する事業

(5)　移住・定住促進に関する事業

(6)　観光振興に関する事業

(7)　環境保全に関する事業

(8)　その他村長が特に必要と認める事業

（基金の設置）

第3条　前条に規定する事業に充てるために寄付者から収受した寄付金を適正に管理運用するため、田野畑むらづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（事業の指定）

第4条　寄付者は、第2条各号に規定する事業のうちから自らの寄付を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

（寄付者への配慮）

第5条　村長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

（基金への積み立て）

第6条　基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄付された相当額で予算の定めるところによる。

（基金の管理）

第7条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（基金の収益処理）

第8条　基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第9条　基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（運用状況の公表）

第10条　村長は、この基金の運用状況を毎年度中間期と通期について、期末後1か月以内に公表しなければならない。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年3月14日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（令和6年12月11日条例第17号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。